

稲沢市剪定枝処理対策事業費補助金 剪定枝処理手数料補助事業

植木等の生産過程で発生する剪定枝・幹・根を指定処理業者で処理した処理費の一部を補助します。

生産過程でロスとなった植木等を処分する場合に限り

「幹・根」も補助対象になります。

| | |
|------|------------|
| 対象者 | 稲沢市内居住の農業者 |
| 補助率 | 1/3以内 |
| 上限金額 | 年間通して30万円 |

- 1 指定処理業者に剪定枝・幹・根を搬入し、処理料金を支払う



- 2 搬入時に発行された計量票と領収書を持って市役所へ



- 3 農務課で交付申請書を記入し、提出する（押印不要）



申請した翌月上旬に交付決定通知が郵送で届きます。補助金は指定口座へ入金されます。

申請期間 令和6年4月1日（月）～令和7年3月7日（金）

問い合わせ先・申請先
稲沢市役所農務課農業振興グループ（本庁舎2階）
TEL 0587-32-1352（ダイヤル）

市ホームページはこちら→
ID 433
「剪定枝処理対策事業費補助金」





令和6年度

稲沢市剪定枝処理対策事業費補助金

①剪定枝処理手数料補助事業

植木等の生産過程で発生する剪定枝・幹・根を指定処理業者で処理した費用の一部を補助します。

生産過程でロスとなった植木等を処分する場合に限り「**幹・根**」の処分費用も補助対象になります。

| | |
|----------|-------------------------|
| 対象者 | 稲沢市内居住の農業者 |
| 補助率・上限金額 | 1/3以内、年間通して上限30万円 |
| 申請期間 | 令和6年4月1日（月）～令和7年3月7日（金） |

詳細は裏面へ

令和6年度

稲沢市剪定枝処理対策事業費補助金

②剪定枝破砕機購入費補助事業

剪定枝破砕機及びその消耗品の購入費用の一部に補助金を交付しています。破砕機等の**購入前に申請が必要**となります。

| | |
|----------|----------------------|
| 対象者 | 稲沢市内居住の農業者 |
| 補助率・上限金額 | 1/3以内、上限100万円 |
| 申請期間 | 令和6年4月1日（月）～9月30日（月） |

詳細は裏面へ

問い合わせ先・申請先
稲沢市役所農務課農業振興グループ（本庁舎2階）
TEL 0587-32-1352（ダイヤルイン）

市ホームページはこちら→
ID 433
「剪定枝処理対策事業費補助金」



①剪定枝処理**手数料**補助事業内容

| | |
|----------|---|
| 補助対象経費 | 植木・苗木を生産する過程で発生した剪定枝・幹・根を指定処理業者へ持ち込み、その処理に要する経費（税込）。申請日から領収書等の発行日が1年以内のもの。 |
| 対象者 | 稲沢市内在住の農業者 |
| 補助率・上限額 | 補助対象経費の1/3以内（100円未満切捨）、年度を通じて上限30万円 |
| 申請期間 | 令和6年4月1日（月）～令和7年3月7日（金） |
| 申請書類 | (1) 交付申請書（様式） (2) 領収書等の写し (3) 計量票の写し |
| 申請スケジュール | 1 指定処理業者に剪定枝等を搬入し、処理料金を支払う 2 搬入時に発行された領収書と計量票、交付申請書を農務課へ提出 3 申請した翌月に交付決定が届く 4 補助金請求書を提出 5 補助金を指定口座へ入金 |
| 指定処理業者 | コスモリサイクル株式会社（稲沢市）、有限会社八開チップ（愛西市） |
| 注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・刈草、農業に関係のない自宅の庭木及び第三者の剪定枝等の処分は対象外となります。 ・剪定及び指定業者への搬入を第三者へ委託する場合は事前にご相談ください。 ・振込みで支払いをしている場合でも申請できます。 ・予算には限りがあります。 |

②剪定枝**破砕機**購入費補助事業内容

| | | | | | | |
|--------------|--|---|--------------------|-------------|--------------------|--------------|
| 補助対象経費 | 剪定枝破砕機及びその消耗品の購入に要する経費（消費税は除く） | | | | | |
| 対象者 | 稲沢市内在住の農業者 | | | | | |
| 補助率・上限額 | 補助対象経費の1/3以内（100円未満切捨）、上限100万円 | | | | | |
| 申請期間 | 令和6年4月1日（月）～9月30日（月） | | | | | |
| 申請書類 | (1) 交付申請書（様式） (2) 前年の確定申告書の写し (3) 事業計画書（様式）、収支予算書（様式） (4) 見積書の写し <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td>機械本体価格（税抜）又は消耗品価格が</td> </tr> <tr> <td>20万円未満…1社以上</td> </tr> <tr> <td>20万円以上200万円未満…2社以上</td> </tr> <tr> <td>200万円以上…3社以上</td> </tr> </table> (5) 購入する機械のカタログ※ (6) 整備位置図※ ※消耗品のみの場合提出不要 | } | 機械本体価格（税抜）又は消耗品価格が | 20万円未満…1社以上 | 20万円以上200万円未満…2社以上 | 200万円以上…3社以上 |
| } | 機械本体価格（税抜）又は消耗品価格が | | | | | |
| | 20万円未満…1社以上 | | | | | |
| | 20万円以上200万円未満…2社以上 | | | | | |
| 200万円以上…3社以上 | | | | | | |
| 申請スケジュール | 1 購入前に業者に農業用機械等のカタログ及び見積書の作成を依頼 2 申請書類を持参し、市役所農務課にて申請手続き 3 交付決定通知書を受理後、60日以内に農業用機械等を購入、納品 4 機械購入後15日以内に、市役所農務課へ完了報告書類一式を提出 5 額の確定通知書を受理後、15日以内に市役所農務課へ請求書を提出 | | | | | |
| 注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・交付決定前に購入した場合は、補助金を交付できません。 ・同一年度内に1回のみ申請となります。なお、一申請あたり機械を2台以上購入することができます。 ・予算には限りがあります。 | | | | | |